

災害に伴う休校・下校措置について

【台風・大雨災害】

対象となる警報

暴風警報、大雨警報、暴風特別警報、大雨特別警報

(上記以外の警報では休校になりません)

1. 計画休業となる場合

・翌日に「和泉市」に大雨警報、暴風警報または特別警報が発令されること
等が明らかに予測される場合

- ① 全日計画休業、② 午後から計画休業（給食なし）、
③ 午後から計画休業（給食あり）、④その他

2. 臨時休校となる場合

- ① 午前7時現在、「和泉市」または「泉州」に上記の警報が発令されたとき
- ② 午前7時以降、始業時（8時30分）までに「和泉市」または「泉州」
に上記の警報が発令されたとき
- ③ 午前7時以降に警報が解除されたとき
(いったん休校になれば、その日は終日休校です。)

3. 登校後、臨時休校下校となる場合

学校で授業中に台風が接近してきたような場合には、児童の安全を第一に臨時の緊急下校措置をとります。

《お願い》

上記のように「休校」の措置をとる場合、保護者連絡ツール「tetoru」で連絡させていただきます。電話などによる連絡はご遠慮ください。
テレビ等の気象情報をよくご確認ください。

登校後の臨時休校下校措置について

◎教育委員会の指示等により緊急下校が必要となった場合

・原則として全員（なかよしも含む）自宅へ帰宅させます。

＊台風等の場合は、下校する方が安全だと判断された場合、早い段階で緊急下校の指示が出ます。

① 教育委員会の指示があり次第、「tetoru」で緊急下校等のお知らせをします。
台風接近が予想される場合は、「tetoru」の受信確認にご注意いただきますようお願いいたします。

② 緊急下校の場合、教職員引率の下、一斉集団下校を行います。

※台風接近が予想される場合は、直前に「台風接近による措置について」のお手紙を配付し、『緊急下校する場合の下校先票』をご記入いただき、担任まで提出していただきます。それに則り、緊急下校する場合は対応させていただきますので、必ず提出いただきますようお願いいたします。

【地震災害】

震度 5 弱以上の地震発生時の措置について

1. 在学中に発生した場合について

震度 5 弱以上の地震が発生した場合、すぐにお子様を迎えに来てください。お子様の引き渡しを行います。

緊急連絡カードの災害時引取者に記載されている方への引き渡しも可能です。

給食は調理が行えないことが予想されるため、基本的に提供できないことをご理解ください。

お迎えがあるまで、子どもを学校に待機させることとなりますので、できる限り早いお迎えをお願いします。

※震度 4 の場合、状況により一斉集団下校を行う可能性があります。

2. 登下校中に発生した場合について

登下校中に大きな地震が発生した場合は、学校では原則「自宅か学校か、いずれか近い方に避難する」ように指導しています。

すでに、登校してきたお子様、学校に避難してきたお子様については、上記の「1. 在校中に発生した場合」と同様の対応を行いますので、学校までお迎えをお願いします。

3. 早朝など登校前に発生した場合について

午前 0 時以降に、和泉市域で震度 5 弱以上の地震が発生した場合、臨時休校とします。

ただし午前 0 時以前であっても、大地震が発生した場合における被害状況等により、臨時休校とすることがあります。

また、震度 4 以下であっても安全確保が困難である場合は、ご家庭の判断で自宅待機をお願いします。

※ 学校からの情報については、メールなどで連絡させていただきますが、通信困難な場合も予想されます。まずは、安全確保を優先に判断をお願いします。

※ 学校からの情報については、「tetoru」で連絡させていただきますが、
通信困難な場合も予想されます。まずは、安全確保を優先に判断をお願い
します。